（様式２）

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部（局）等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（税込）	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関）の名称	備　考
						名称	金額		
浜田港　福井地区　荷役機械保守点検業務委託	R8.4.1	株式会社三井E＆S 東京都中央区築地五丁目6番4号	25,300,000	第167条の2第1項第2号	特殊な機械であり、契約者以外に対応可能な者がいないため	－	－	港湾空港課	
						－	－		
						－	－		
令和8年度島根県地価調査業務	R8.4.1	公益社団法人島根県不動産鑑定士協会 松江市母衣町55-4	20,840,820	第167条の2第1項第2号	地価公示同様、契約内容に公共性があり、不動産の鑑定業務を行う不動産鑑定士が加入している当該公益法人でなければ実施できないため	－	－	用地対策課	
						－	－		
						－	－		
令和8年度山陰道開通後の高速道路ネットワークを利用した周遊観光促進の戦略検討業務	R8.4.6	特定非営利活動法人　地域・観光情報総合研究所 東京都文京区湯島三丁目2-14-1304	2,591,600	第167条の2第1項第2号	当課が運用するアプリを構築した業者であり、アプリ利用者の位置情報データ等の使用が可能な唯一の業者であるため	－	－	高速道路推進課	
						－	－		
						－	－		
島根県流域下水道事業 会計アドバイザリー業務委託	R8.4.1	株式会社NJS　山陰出張所 松江市母衣町79番地	3,289,000	第167条の2第1項第2号	契約の目的物が特定の者でなければ納入できないものであるため	－	－	下水道推進課	
						－	－		
						－	－		
住宅管理システムと財務会計システムのデータ連携に係る業務委託	R8.4.1	株式会社テクノプロジェクト 松江市学園南2丁目10－4	3,326,400	第167条の2第1項第2号	契約相手先以外に当該委託業務を遂行できるものはいないため	－	－	建築住宅課	
						－	－		
						－	－		
公益社団法人全国公営住宅火災共済機構火災共済	R8.4.1	公益社団法人全国公営住宅火災共済機構 東京都港区虎ノ門2-3-17	8,740,767	第167条の2第1項第2号	県有建物等の災害共済委託要綱2委託契約⑵の規定に基づく	－	－	建築住宅課	
						－	－		
						－	－		
特定建築物等定期報告に関する事務委託	R8.4.1	一般財団法人島根県建築住宅センター 島根県松江市東本町二丁目60番地	2,244,000	第167条の2第1項第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないため	－	－	建築住宅課	
						－	－		
						－	－		
島根県住生活基本計画等策定業務	R8.4.7	一般財団法人島根県建築住宅センター 松江市東本町二丁目60番地	13,398,000	第167条の2第1項第2号	県が行う住宅に関する事業について多くの業務実績を有しており、これらを通じて得られた本県の住生活に関する知識や理解、住宅産業の実情等の把握は非常に深く、本業務の実施に必要な資質を持っている唯一の団体であるため	－	－	建築住宅課	
						－	－		
						－	－		
令和８年度住宅施策情報提供等事業業務	R8.4.7	一般財団法人島根県建築住宅センター 島根県松江市東本町二丁目60番地	7,324,900	第167条の2第1項第2号	県民に対して必要な住情報を幅広く、総合的に提供できる唯一の団体であるため	－	－	建築住宅課	
						－	－		
						－	－		

（様式２）

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部（局）等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（税込）	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関）の名称	備　考
						名称	金額		
令和8年度　CADソフトウェア保守業務委託	R8.4.1	川田テクノシステム(株) 東京都千代田区神田須田町1-25	2,431,000	第167条の2第1項第2号	当該システムの開発者でしか保守業務に対応できないため	－	－	技術管理課 （企画調査係）	
						－	－		
						－	－		
令和8年度島根県公共土木施設点検・診断技術支援業務	R8.4.23	公益財団法人島根県建設技術センター 松江市古志原4丁目1-1	3,149,300	第167条の2第1項第2号	特定者でなければ納入できないため（委託先との事前協定に基づき、県・市町村職員が技術力向上に繋がる支援を受けるため）	－	－	技術管理課 （建設DX推進室）	
						－	－		
						－	－		
島根県土木部職員研修業務委託	R8.4.1	公益財団法人　島根県建設技術センター 松江市古志原４丁目１－１	11,492,800	第167条の２第１項第２号	（公財）島根県建設技術センターはその設立目的及び事業内容に合致しており、当法人以外では適切に業務を実施できる法人がないため	－	－	土木総務課	
						－	－		
						－	－		
国道４３２号槇谷橋　防災安全交付金（橋梁耐震）工事外 設計書作成及び工事監理業務	R8.4.1	公益財団法人　島根県建設技術センター 松江市古志原４丁目１－１	12,428,900	第167条の２第１項第２号	（公財）島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため	－	－	土木総務課	
						－	－		
						－	－		
出雲三刀屋線上塩冶工区　社会資本整備総合交付金（改築）工事第17期（繰越）外　設計書作成及び工事監理業務	R8.4.1	公益財団法人　島根県建設技術センター 松江市古志原４丁目１－１	11,828,300	第167条の２第１項第２号	（公財）島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため	－	－	土木総務課	
						－	－		
						－	－		
安来インター線島田２工区社会資本整備総合交付金 (改良)(補正)工事外　設計書作成及び工事監理業務	R8.4.1	公益財団法人　島根県建設技術センター 松江市古志原４丁目１－１	11,942,700	第167条の２第１項第２号	（公財）島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため	－	－	土木総務課	
						－	－		
						－	－		
和木波子海岸　防災安全交付金（浸食対策）工事外 工事監理業務	R8.4.1	公益財団法人　島根県建設技術センター 松江市古志原４丁目１－１	12,598,300	第167条の２第１項第２号	（公財）島根県建設技術センターは県や市町村の公共事業について豊富な実績を有しており県の監督職員と同様の施工管理業務を行うことができる唯一の機関であるため	－	－	土木総務課	
						－	－		
						－	－		
七類港舶用ターミナルボーディングブリッジ保守点検業務	R8.4.1	三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社　交通・機器事業部サービス部広島サービスセンター 広島県広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号	5,468,584	第167条の2第1項第2号	同物件は、平成7年度に三菱重工株式会社製の製品を設置したものであり、三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社が製品データ及び整備情報を有しており、同社でなければ適切かつ円滑な点検業務ができないため	－	－	松江県土整備事務所 維持管理部　管理第二課	
						－	－		
						－	－		
浜田港福井地区　荷捌機械修繕 （リーチスタッカースプレッダースライドシリンダオイル漏れ修理）	R8.4.17	日本キャタピラー合同会社 浜田営業所 浜田市治和町ロー183	5,053,400	第167条の2第1項第2号	当該設備の修繕は製作会社の専門技術や独自技術等、その構造及び状態を熟知し、整備のための講習を受けている者でなければ不可能であること及び異常時に早期対応ができる者は相手先事業者のみであるため	－	－	浜田港湾振興センター	
						－	－		
						－	－		

（様式２）

随　意　契　約　の　結　果　の　公　表

部（局）等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（税込）	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関）の名称	備　考
						名称	金額		
西郷港・別府港・来居港エレベーター保守管理業務	R8.4.1	三菱電機ビルソリューションズ（株）中国支社 広島県広島市中区中町7−22 住友生命広島平和大通りビル	3,471,600	第167条の2第1項第2号	西郷港上屋、別府港上屋、来居港上屋に設置のエレベーターは、3基とも三菱電機ビルソリューションズが設置したものである。本業務では、各エレベーターの安全運行を確保するため、24時間の遠隔監視と故障時の自動電話を行う必要があり、対象エレベーターの情報センターを有する三菱電機ビルソリューションズ中国支社以外の業者では業務を行うことが不可能である。	−	−	隠岐支庁県土整備局	
						−	−		
						−	−		
来居港旅客上屋管理業務	R8.4.1	知夫村 隠岐郡知夫村1065番地	4,721,200	第167条の2第1項第2号	知夫村内に清掃を委託できる業者がおらず、島外の業者と契約を行うと海上時化等によるフェリー、内航船の運行状況により業務を行うことができないため。	−	−	隠岐支庁県土整備局	
						−	−		
						−	−		
隠岐空港PBB保守点検業務委託	R8.4.1	三菱重工交通・建設エンジニアリング（株） 交通・機器事業部　サービス部　広島サービスセンター 広島県広島市安佐南区長楽寺2-12-1	2,640,000	第167条の2第1項第2号	隠岐空港のPBBは、航空機へ接続を行い乗客の通路となる機器であり、制御・データソフトウェアシステムも含まれている隠岐空港に調整を施された特殊な機器であることから、システムを設計した「三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社」でなければ、点検及び修理することができない。	−	−	隠岐支庁県土整備局	
						−	−		
						−	−		
隠岐空港除草業務委託	R8.4.21	隠岐の島町 隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	9,426,000	第167条の2第1項第2号	「隠岐空港管理所除草業務に関する協定書」に基づき、隠岐の島町と随意契約としたい。	−	−	隠岐支庁県土整備局	
						−	−		
						−	−		
令和8年度　港湾工事市場単価(隠岐地区)調査業務	R8.5.1	一般財団法人　経済調査会　中国支部 広島県広島市中区基町13番13号	2,574,000	第167条第2第1項第2号	本業務は県独自で隠岐地区の港湾工事市場単価を設定する必要があり、該当業務を実施可能な唯一の業者であるため。	−	−	技術管理課 （土木設計基準係）	
						−	−		
						−	−		
西郷港旅客乗降施設保守点検業務	R8.6.3	（株）四柳 大阪府大阪市此花区四貫島2丁目24番10号	3,630,000	第167条第2第1項第2号	本施設は設置業者が独自の技術を駆使して設置した専用機械で、定期点検、部品交換についても本施設の設計、仕様等を熟知し、その知識を有する(株)四柳でなければ適切な実施ができないため。	−	−	隠岐支庁県土整備局	
						−	−		
						−	−		
来居港旅客乗降施設定期点検業務委託	R8.6.11	（株）四柳 大阪府大阪市此花区四貫島2丁目24番10号	9,680,000	第167条第2第1項第2号	本委託対象業務は、来居港旅客乗降施設の保守点検を定期的に実施するもので、旅客乗降施設（ギャングウェイ）は、その設置業者が独自の技術を駆使して設置した専門機械である。 このため、定期点検についても本施設の設計、仕様等を熟知し、その知識を有する当該設置業者でなければ適切な実施ができない。	−	−	隠岐支庁県土整備局	
						−	−		
						−	−		

（様式２）

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部(局)等名：土木部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額（税込）	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額（税抜）		所管部課（地方機関）の名称	備　考
						名称	金額		
隠岐空港　予備自家発電設備保守点検業務委託	R8.6.19	(株)山陰ディーゼル商事 松江市学園一丁目16番46号	5,357,000	第167条第2第1項第2号	予備自家発電設備のエンジン及び発電機機構部は、製造したメーカー又は技術継承している特約店である(株)山陰ディーゼル商事でなければ精密的な点検、整備及び修理することができない。	－	－	隠岐支庁県土整備局	
						－	－		
						－	－		
別府港高速船乗降施設装置油圧ホース修繕業務	R8.6.24	山陰クボタ水道用材(株) 松江市平成町182番地15	2,274,470	第167条第2第1項第2号	本件は別府港の高速船の着岸する際の部品の修繕業務である。そのため、作業実績があり、別府港高速船乗降施設の保守点検を実施している山陰クボタ水道用材株式会社しか実施できないため。	－	－	隠岐支庁県土整備局	
						－	－		
						－	－		
隠岐空港　航空灯火整備作業機器保守点検業務	R8.6.25	(株)有電社　中国支店 広島県広島市中区西十日市町9番9号	4,503,268	第167条第2第1項第2号	航空灯火整備作業機器は、空港に設置している灯火機器のメンテナンスを行う特殊機器であり、これらの入札及び契約の一切を中国地区で唯一の特約代理店である(株)有電社 中国支店でなければ十分な点検、整備及び修理することができない。	－	－	隠岐支庁県土整備局	
						－	－		
						－	－		
別府港高速船乗降施設修繕	R8. 7. 31	山陰クボタ水道用材（株） 松江市平成町182番地15	6, 710, 000	第167条第2第1項第2号	本対象業務は、別府港高速船乗降施設の機能修繕を目的として設備の修繕作業を実施するもので、施設は、その設置業者が独自の技術を駆使して設置した専門機械である。このため、本施設の設計、仕様等を熟知し、その知識を有する当該設置業者でなければ適切な実施ができない。	－	－	隠岐支庁県土整備局	
						－	－		
						－	－		
隠岐空港　灯火定電流調整装置保守点検業務	R8.9.7	(株)有電社　中国支店 広島県広島市中区西十日市町９番９号	6,205,067	第167条の2第1項第2号	当該設備の製造元である(株)GSユアサフィールディングスの入札及び契約の一切を受け持っている中国地区で唯一の特約代理店であり、また当該特殊設備の保守点検及び修理を行う相当な知識、技術力が保証される(株)有電社　中国支店しか本業務を遂行できないため。	－	－	隠岐支庁県土整備局	
						－	－		
						－	－		
空港用スイーパ除雪車ブラシの購入	R8.9.24	(株)カーテックスー畑 松江市宍道町東来待1344-1	3,891,250	第167条の2第1項第2号	スイーパ除雪車は空港除雪に使用する特殊な機器であり、(株)カーテックスー畑がメーカー等から整備等の技術支援を受けている。また、故障の緊急時の部品の供給、点検、整備及び修理を早期に対応することができるのは、隠岐の島町内で唯一上記業者のみである。(隠岐の島町内に支店あり)	－	－	隠岐支庁県土整備局	
						－	－		
						－	－		